

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いの町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高知県いの町長

公表日

令和6年11月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対する固定資産税額を算出し、賦課徴収している。また、申請に基づき、評価証明書等、各種証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の賦課 ②評価証明書等の各種証明書等の発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤地方税法に基づく調査
③システムの名称	COKAS
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税土地ファイル、固定資産税家屋ファイル、固定資産税償却資産ファイル、固定資産課税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法):第9条第1項別表第24項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(総務省令 第19号):第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律:第19条第8号(情報提供の根拠):なし (固定資産税に関する事務について、情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。)(情報照会の根拠):別表24項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(総務省令 第19号) (情報提供の根拠):なし (情報照会の根拠):第16条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	いの町役場総務課 (住所)〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 (電話番号)088-893-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	いの町役場総務課 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 電話番号088-893-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8 〕 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

この町情報セキュリティ基本方針及び対策基準、この町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に則り、漏洩・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I－1. ③システムの名称	総合行政情報システム(地方自治21)	COKAS	事後	
平成30年4月1日	I－5. ②所属長	町民課長 中嶋 隆司	町民課長 別役 理佳	事後	
平成31年4月1日	②事務の概要	⑤督促及び催告処理 ⑥滞納管理、地方税法に基づく調査	⑤地方税法に基づく調査	事後	
令和2年4月1日	I－5. ②所属長	町民課長 別役 理佳	町民課長 松本 浩二	事後	
令和4年4月1日	I－5. ②所属長	町民課長 松本 浩二	町民課長	事後	
令和4年4月1日	I－4. ②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律:第19条第7号(情報提供の根拠):なし (固定資産税に関する事務について、情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠):別表第2第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(総務省令第7号) (情報提供の根拠):なし (情報照会の根拠):第20条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律:第19条第8号(情報提供の根拠):なし (固定資産税に関する事務について、情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠):別表第2第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(総務省令第7号) (情報提供の根拠):なし (情報照会の根拠):第20条	事後	法改正に伴う変更(号ずれ)
令和6年10月1日	I－3. 個人番号の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法):第9条第1項 別表第1第16項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(総務省令第5号):第16条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法):第9条第1項 別表第24項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(総務省令第19号):第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I ー4. ②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律：第19条第8号（情報提供の根拠）：なし （固定資産税に関する事務について、情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。） （情報照会の根拠）：別表第2第27項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（総務省令第7号） （情報提供の根拠）：なし （情報照会の根拠）：第20条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律：第19条第8号（情報提供の根拠）：なし （固定資産税に関する事務について、情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。） （情報照会の根拠）：別表24項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（総務省令第19号） （情報提供の根拠）：なし （情報照会の根拠）：第16条	事後	